北海道勤労者安全衛生センター　NOSH

安全・衛生 じゃーなる Journal

124
2016.05

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目　ほくろうビル4F　TEL011-272-8855　FAX011-272-8880　■発行責任者：松浦 俊一

年度総会　および　北海道ブロックセイフティネットワーク集会

アスベスト被害急増の恐れあり！救済制度見直しを

５月１８日、NPO北海道勤労者安全衛生センターの２０１６年度総会と第２１回北海道ブロックセイフティネットワーク集会を開催しました。

２０１６年度総会では、１２次防の達成を主眼とする労働安全衛生レベルの向上を図る取り組みの中間総括と、職場の総点検などの強化を確認しました。

2013年4月から「第12次労働災害防止計画」がスタートし３年がたちましたが、その目標達成は非常に厳しいといわざるを得ません。残された2年間に職場の総点検を行い、安全衛生教育を再度徹底し、働く者の命と健康を守っていかなければなりません。

〈第12次防　目標〉

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

①死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること

②平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること

〈重点業種ごとの目標(労働災害による休業4日以上の死傷者の数)〉

- 小売業――20%以上減少させる。
- 社会福祉施設――10%以上減少させる。
- 飲食店――20%以上減少させる。
- 陸上貨物運送事業――10%以上減少させる。

特に、北海道の現状として、2002年（H14）から2013年（H25）における労働災害の推移を見ると、「労働災害死亡数」の10万人率が7.12から3.30まで下がりましたが、依然、全国平均の1.90とは大きな差があります。また、「休業４日以上を含む死傷数」でも、10万人比で全国の217.62(2013年・H25年)に対し、北海道は342.89で100人以上のひらきがあります。

ＮＰＯ法人北海道勤労者安全衛生センター設立の趣旨は、労働安全衛生の活性化と労働災害の防止が、勤労者のいのちと生活を守り、雇用の安定と経済の活性化に寄与する基盤であると考えるところにあります。

「12次防」の目標を取り組みの指針としつつ、職場におけるＯＳＨＭＳ(労働安全衛生マネジメントシステム)の

普及や、リスクアセスメントの取り組みなどを通じ、職場の安全衛生意識を定着させること。また、従業員のコミュニケーション能力を高め、安全で安心な職場環境を創造することにより、第12次労働災害防止計画の目標達成に向け、各事業場における自主的な安全衛生推進諸施策の強化や、行政の提供する制度の活用に積極的な支援を行っていくことを確認しました。

なお、役員の定期改選を行い、以下の通りとなりましたので、今後ともよろしくお願いします。

理事長	浪岡　　努	連合北海道　副会長　（情報労連）	新任
副理事長	斉藤　　勉	連合北海道　副事務局長（UAゼンセン）	新任
〃	渡辺　直志	北海道医療生協　専務理事	再任
専務理事	永田　重人	連合北海道　組織労働局長	再任
事務局長理事	松浦　俊一	連合北海道	再任
監事	田口　　浩	全水道	再任
〃	柴野　一彦	住宅生協	再任

未だに放置される「アスベスト吹きつけ施設」が北海道でも１千カ所に！

総会に引き続き、第２１回北海道ブロックセイフティネットワーク集会を開催しました。今年のテーマは、「アスベスト問題との現状と課題」としました。

2005年夏のクボタ・ショックによってアスベスト被害の甚大さが明らかになり、被害者の「隙間ない救済」を実現するために石綿健康被害救済法が施行されてから、3月27日で10年を迎えました。

救済法は、制定時には3年間の時限措置とされていましたが、法施行前に死亡または労災時効成立していた事例に対する救済の請求期限を延長することを中心とした改正が、2008年と2011年の二度にわたり行われ、2011年8月30日に施行された改正法は、「政府は、この法律の施行後5年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うもの」と規定しています。すなわち今年が見直し期限になります。

クボタ・ショック当時、国一関係省庁は、持てる限りのアスベスト関連情報を国民に提供し、また、過去の対応を検証しなければならない事態になりました。　そこでは、「対策が実際に効果を発揮したか否かについては…30年から40年という潜伏期間を経て発症するという中皮腫の特質にかんがみれば、今後の健康被害の発生状況を注視する必要があり、現時点で検証を完結することは大変難しい。…その意味で、この検証文書自体も、10年、20年後には再び検証せられるべきものである」とされています（2005年8月26日「アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証」）。したがって、救済法のみの見直しに限定せ

北海道における吹付けアスベスト等使用施設の調査結果

H27.3.31現在

区分	対象施設(a)（うち報告数）	吹付けアスベストの使用確認施設の状況						
		確認施設数(b) =(c)+(d)	H17～H26除去済(c)	H27使用施設数(d) =(e)+(f)	評価A・B (e)	措置計画 H27実施予定	措置計画 計画中(g)	評価C (f)
道有施設	4,019	100	64	36	0	0	0	36
独立行政法人となった旧道有施設を含む	(4,019)		(4)					(13)
市町村有施設	13,749	459	224	235	4	0	4	231
	(13,749)		(4)					(118)
教育施設	18,792	530	177	353	5	0	5	348
	(18,792)		(12)					(99)
病院・社会福祉施設	5,668	160	58	102	2	0	2	100
	(5,668)		(0)					(78)
民間建築物	19,324	1,079	277	802	174	0	174	628
	(18,175)		(10)					(182)
合計	61,552	2,328	800	1,528	185	0	185	1,343
	(24,053)		(30)					(490)

ずに、アスベスト対策全般の再検証も必要だということです。

しかし一方、クボタ・ショックー石綿救済法から10年目の現実としては、行政資料の誤廃棄など、アスベスト問題は終わったー過去の問題とする「錯覚」、あるいは、危機感・緊張感の「風化」とでもよぶべき怠慢も起きています。

この10年間に、アスベスト問題の重要性が時とともに増しつつあることが、国際的にもますます認識されるようになっています。

この間、世界保健機関（WHO）や国際労働機関（ILO）は、世界で毎年約10万人がアスベスト関連疾患によって死亡しているという推計を示してきましたが、最近（2015年9月）、WHOの「世界疾病負荷」調査2013年版（前回は1990年版）の最初の包括的分析結果が公表されましたが、アスベストによるがん疾患の死亡だけで毎年19万4千人にのぼると推計されました。国際機関による世界推計が間もなく10万人から20万人以上に引き上げられることは間違いありません。

そのような状況のなかで、アスベスト関連疾患の根絶が重要な戦略的課題として掲げられ、それを実現するための国家計画（NPEARD）を各国が策定すること、根絶のための最初のもっとも重要な第一歩として、アスベストの新たな使用等の禁止を一日も早く実現することが呼びかけられています。

同時に、この10年間における新たな国際的進展として、アスベスト被害を根絶するためには、新たな使用等の禁止だけでは不十分であり、私たちの身のまわりに残されたアスベストを安全に除去・処分して、アスベストのない環境/社会を実現する必要があるという認識と具体的取り組みがひろがってきました。

北海道で考えてみても、「吹きつけアスベスト使用施設」は2，３２８カ所確認されていますが、このうち既に除去が終わったのは８００施設（３４．４％）にすぎません。残りの１，５２８施設は、４９０施設が「囲い込み」されたことになっているものの、１千カ所以上が「放置状態」と言うことです。そこでは、未だ多くの労働者が働き、あるいは子供たちが遊んだり運動したりしています。

北海道におけるアスベスト労災等の発生状況 （H26年度まで 厚生労働省公表資料から抜粋）

No.	地域	事業場数	認定合計数	労災保険法支給決定件数累計										石綿救済法支給決定件数累計			
				肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	石綿肺	うち死亡	良性石綿胸	うち死亡	びまん性胸膜	うち死亡	肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜
1	石狩	271	288	112	23	140	29	4	1	6		6	2	3	16	1	
2	渡島	40	78	16	4	43	14			1		2		2	14		
3	檜山	2	2	2													
4	後志	8	8	4	2	3	1								1		
5	空知	47	51	22	2	25	8			1		1	1	1	1		
6	上川	36	43	11	4	22	10					2	1	5	3		
7	留萌		0														
8	宗谷	1	1			1											
9	十勝	22	22	5	3	17	4										
10	網走	22	22	5	1	15	2							1	1		
11	胆振	52	110	32	11	64	20			3				1	10		
12	日高	4	4			2						1			1		
13	釧根	33	33	8	2	20	8							1	4		
合計		538	662	217	52	352	96	4	1	11	0	12	4	14	51	1	0

ばく露の場所や方法	作業の種類	具体的な作業
<直接ばく露> 石綿鉱山、石綿製品製造工場、断熱作業などで直接石綿や石綿を含有する製品を製造・取り扱うことにより曝露した場合。	1. 石綿原料に関連した作業	○石綿鉱山またはその附属施設において行う石綿を含有する鉱石または岩石の採掘、搬出または粉砕その他石綿の精製に関連する作業
		○倉庫内等における石綿原料等の袋詰めまたは運搬作業
		○港湾荷役・検品
	2. 石綿製品の製造工程における作業	○石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品製造
		○石綿セメントまたはこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品製造
		○ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品製造
		○自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品製造
		○電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられています。）または電解隔膜、タイル、ラスター等の充填材、塗料等の石綿を含有する製品製造
	3. 石綿原料に関連した作業	○石綿の吹付け作業
		○耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もしくは保温のための被覆またはその補修作業
		○石綿製品の切断等の加工作業
		○石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その附属施設等の補修または解体作業
		○石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業
		○石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）、バーミキュライト（蛭石）、繊維状ブルサイト（水滑石））等の取扱い作業
＜間接ばく露＞ 直接石綿を取り扱うことはないが、石綿を取り扱う現場で作業をすることによって石綿ばく露を受けることを指します。	1. 造船所内の作業	○塗装・溶接工、電機工、配管工、保温工、造船所内の事務員・掃除工など
	2. 船に乗り込んで行う作業	○船員、機関士、航海士、乗組員など
	3. 建築現場の作業	○型枠、とび、内装大工、鉄筋工、建築設計、現場監督、電機工、配管、クロス工、左官、塗装、サイディング工など
	4. 発電所、変電所	
	5. 鉄鋼所または鉄鋼製品製造に関わる作業	
	6. 自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業	
	7. 石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管補修等の作業	
	8. エレベータ製造、保守に関わる作業	
	9. 道路建設・保守	
	10. 消防士	
	11. 歯科技工士	
	12. ビルメンテナンス	
	13. その他　学校の教員など	
＜環境ばく露＞	家庭内ばく露 近隣ばく露	石綿工場に働く夫の作業衣を洗濯することによりばく露を受ける妻や、空になった石綿袋を家に持ち帰り、子供がそれで遊んだりすることによるばく露 石綿鉱山および石綿工場の近隣住民でのばく露

日常生活における症状はありますか？

上の表は、「石綿にさらされる」と懸念される作業一覧です。該当する作業に従事した方に、次のような日常生活における症状があるときには、医療機関等にご相談されることをお勧めします。

息切れがひどくなった　せきやたんが以前に比べて増えた　たんの色が変わった　たんに血液が混ざった
顔色が悪いと注意された　爪の色が紫色に見える　はげしい動悸がする　風邪をひいて、なかなか治らない
微熱が続く　高熱が出た　寝床に横になると息が苦しい　食欲がなくなった場合や急にやせた　やたらに眠い

また、肺がん（原発性）や中皮腫等を発症し、それらが業務により石綿にさらされたことが原因であるとされた場合には、労災保険給付を受けることができます。そして、労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅したご遺族の方は、特別遺族給付金を受けることができるなど、救済措置があります。

ぜひ、当センターにご相談ください。

電話　０１１－２７２－８８５５　E-mail　safety@rengo-hokkaido.gr.jp